相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市三国町山王三丁目三七九番地、最後の住所福井県坂井市三国町運動公園二丁目二番二号　被相続人　亡　平田　一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

福井県福井市春山一丁目一番一四号福井新聞さくら通りビル二階　あすわ法律事務所

相続財産管理人　戸川委久子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県南佐久郡佐久町大字海瀬四七三九番地、最後の住所福島県郡山市字山崎四四番地の八　被相続人　亡　加藤　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬二八六一番地　相続財産管理人　篠原　友夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県南佐久郡小海町大字千代里二三〇七番地一、最後の住所長野県南佐久郡小海町大字千代里二三〇七番地の一　被相続人　亡　保科　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

長野県佐久市岩村田一一三八番地一〇　相続財産管理人　室賀　俊樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県小浜市小浜白鬚八番地、最後の住所滋賀県大津市雄琴六丁目一六番一六号　被相続人　亡　堀口田鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

事務所滋賀県大津市梅林一丁目三番一三号リンカーンビル五階琵琶湖法律事務所

相続財産管理人　弁護士　肱岡　勇夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区八瀬野瀬町二五番地、最後の住所京都府宇治市莵道岡谷一六番地の三宇治明星園　被相続人　亡　近藤　富美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

京都市伏見区淀新町一四六番地六　相続財産管理人　中邨　能秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市美原区平尾二七一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　仲谷　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階　相続財産管理人　弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区弦巻三丁目七番地、最後の住所大阪府堺市堺区三宝町六丁三一二番地三　五〇四号　被相続人　亡　横山美津夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階　相続財産管理人　弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市今福一丁目一九三番地、最後の住所和歌山県海南市岡田三三一番地一八　被相続人　亡　石間　壯治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

和歌山県和歌山市南中間町七二番地榎本・田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中辻　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糸島市前原中央一丁目一二九番地一、最後の住所福岡市西区石丸三丁目八番一五号　被相続人　亡　平野　雄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

福岡県福岡市中央区天神一丁目六番八号天神ツインビル七階　明倫国際法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　雅敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市長嶺町二七番地、最後の住所熊本市松尾町上松尾三二八番地五　被相続人　亡　藤川　博親

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年２月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ぼたん苑　②埼玉県知事(1)21317　③代表　田島恵美子　④埼玉県東松山市箭弓町２－４－12　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県東松山市箭弓町２－４－12　ぼたん苑　代表　田島恵美子

①株式会社グランドホームジャパン　②長野県知事1第5011　③代表取締役　犬飼金男　④長野県松本市城西一丁目４番15号　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県松本市城西一丁目４番15号　株式会社グランドホームジャパン　代表取締役　犬飼金男

①日光電話不動産　②大阪府知事(1)14477　③小林武　④大阪府寝屋川市秦町20番６号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府枚方市伊加賀緑町９番８号　小林武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十五日

事務所熊本市中央区京町二丁目二番四二号三階　相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

無縁墳墓等改葬公告

北条区墓地内の用地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年二月十五日

一、墳墓等所在地　愛知県常滑市原松町六丁目三七番地

一、墳墓等の名称　北条区墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県常滑市栄町一丁目二番地　北条区長　山本　純弘